5　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄には、水力、火力、新エネルギー又はその他の別を記載することとし、火力と記載するに当たっては、燃料電池発電設備を含み、廃棄物を除くものとすること。また、火力と記載する場合には石炭、ＬＮＧ、石油、ＬＰＧ、その他ガス、歴青質混合物の別を、水力と記載する場合には一般と揚水の別を、新エネルギー等と記載する場合には風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物の別を記載すること。

6　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄に記載するに当たっては、出力が1000kW以下の電源については、原動力の種類ごとに一括して記載することができる。

7　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「運転開始日」の欄にこの申請書の提出日より先の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日も記載すること。

8　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「出力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

9　「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄に記載するに当たっては、契約電力が1000kW以下のものについては、一括して記載することができる。

10　「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

11　「卸電力取引市場からの調達」の「備考」の欄には、過去の卸電力取引市場における約定量等に照らして、その調達量を卸電力取引市場から調達することができると見込む根拠を記載すること。

12　「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の欄には、デマンド・レスポンスなど、⑴～⑶に該当しないものを記載すること。

13　「その他」の「備考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給能力に相当する能力として見込むこととした理由を記載すること。

14　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

15　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第５（第５条関係）

小売供給遂行体制説明書

１．小売供給を行う事業を遂行する責任者

２．小売供給を行う事業を遂行する体制の概要

３．組織図

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

告示

○財務省告示第二百四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	たな額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（二十年）	第百三十六回	平成二十七年六月二十二日	六百万円	百円
利付国庫債券（三十年）	第十回	平成二十七年六月二十二日	五千百万円	百円
合計			五千七百万円	

○財務省告示第二百四十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年六月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十一回	五億円	百円三十五銭
〃	〃	二億円	百円四十銭
〃	第十二回	一億円	百円三十二銭
〃	第十八回	十億円	百円十銭
〃	第二十二回	二十億円	百二円十七銭
〃	〃	二十億円	百二円二十二銭
〃	〃	百二十億円	百二円二十四銭
〃	〃	三億円	百二円二十五銭
〃	第二十三回	七億円	百一円九十五銭
〃	第二十四回	二十億円	百二円二十七銭
〃	〃	五億円	百二円三十銭
〃	第二十六回	九億円	百円八十三銭
〃	〃	五億円	百円九十五銭
〃	第三十八回	十億円	百二円十四銭
〃	第三十九回	四十億円	百三円八十三銭
〃	〃	十億円	百三円八十九銭
〃	〃	十六億円	百三円九十銭
〃	〃	十億円	百三円九十四銭